

横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会条例（平成26年9月横浜市条例第43号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市市庁舎移転新築工事技術提案等評価委員会（以下「委員会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、条例第2条に基づき、次の事項を担当する。

(1) 条例第2条第1号に関すること。

ア 事業者に提出を求める高度な技術や優れた工夫を含む提案（以下「技術提案等」という。）の評価項目の審議

イ 事業者に提出を求める技術提案等の評価基準の審議

ウ その他評価項目及び評価基準に関すること

(2) 条例第2条第2号に関すること。

ア 事業者より提出された技術提案等の審査内容に対する審議

イ 事業者より提出された技術提案等の評価内容に対する審議

ウ その他審査及び評価に関すること

(3) 条例第2条第3号に関すること。

(委員)

第3条 委員は、条例第3条第2項に基づき、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 建築、環境、都市計画の分野に関する学識経験者

(2) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の代理は、認めないものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議は、一般に公開するものとする。ただし、同条各号に該当する場合は、委員長は会議の一部又は全部を非公開とする。

2 委員長は、会議を非公開とするときは、出席した委員の承諾を得なければならない。

3 委員長は、会議を非公開とする決定をしたときは、その旨を宣告するものとする。

4 会議を非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、委員長は当該傍聴者等を会議場から退去させるものとする。

(委員等の責務)

第5条 委員は、第2条に定める担当事務を常に公正、公平及び中立に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず第2条で審議する技術提案等に関与してはならない。

3 委員は、審議の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務局管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

(行政文書の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(会議の公開)

第 31 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関(以下「附属機関」という。)の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 他の法令等に特別の定めがある場合

(2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合